

日本活断層学会活断層命名の指針

2024年5月26日制定
一般社団法人 日本活断層学会

- I. 本指針は、空中写真判読や現地調査等によって、新たに活断層を認定した場合の「活断層の命名」に関する学術的手続きについての指針であり、日本活断層学会が編集・発行する出版物に適用する。
- II. 本指針は、活断層名に関する先取権の尊重を基本原則とし、活断層の名称に関する混乱をなくすことが目的である。また将来的に、活断層研究および関連分野の発展に合わせて、合理的な指針となるように検討・改訂していく基礎資料である。
 1. 活断層の命名は「断層 (fault)」を基本単位とする。
 2. 新たに認定された活断層の一部が既に文献等で命名されている場合や、既に地質図等に表示されている断層（活断層とは限らない）に沿っている場合には、その断層名を踏襲する。ただし、新たに認定された活断層のトレースが既述のトレースと大きく異なる場合には、断層名を再定義して使用するか、4.1 と 4.2 に従って新たに命名する。この場合、名称変更・再定義の学術的な理由を明確に記述する。
 3. 新たに認定された活断層が既に命名されている複数の断層にまたがって延びる場合には、そのうちの代表的な断層名を再定義して使用するか、地形との対応を重視した断層名（～盆地東縁断層など）や代表的（広域的）な地名を重視した断層名を新たに採用する。この場合、名称変更・再定義の学術的な理由を明確に記述する。
 4. 新たに認定された活断層について既存の報告がない場合には、以下の要領に沿って命名する。
 - 4.1 名称は記載的な事実に基づいた「地名+単元名（断層）」とする。「～起震断層」や「～セグメント」など、活動の様相に関する呼称は断層名として使用しない。
 - 4.2 命名に使用する地名は、典型的な断層変位地形や活断層露頭がある地点の名称に由来し、国土地理院発行の2万5千分1地形図に記されている居住地名や自然地形（山・河川など）名とすることを基本とする。また、地名にはローマ字表記を付す。
 5. 新たに認定された活断層の命名は、原則として長さ10 km 程度以上のものに対して行う。